

第3回社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会
平成23年4月19日

資料

第3号被保険者不整合記録問題対策に 関する主な論点（未定稿）

※ 委員の御意見については、事務局の責任において、暫定的にとりまとめたものである。

論 点	委員の御意見
<p>1. 総論</p> <p>(1)全体に関する事項</p> <p>(2)不整合期間についての評価・考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料を支払って給付が出るというのが原則である。そして、その中で、かつどうやって今の問題を片づけていくのかを考えなければならない。 ・ 公的年金制度に対する国民の信頼確保が図られるような対応とする必要がある。 ・ 被保険者、受給者の間の公平性を確保する必要がある。 ・ 無年金者・低年金者が生じないような対策を講じる必要がある。 ・ 国民的合意や年金確保支援法案との整合性を図りながら迅速な対応が求められる。 ・ 将来に向けて再発防止とシステムの改善を図る必要がある。 ・ 第3号被保険者制度のあり方についても今後検討が必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険と年金が連動することや、これまでねんきん定期便により、記録が誤っていることをお知らせする機会もあったことを考えると、本人の責任が非常に重いのではないか。 ・ 95%はきちんと手続きを行ってきた者であり、残りの5%が、届出を怠ってきた者である。ルールを守らなかつた結果をやむを得ないものとして受け入れている者が他にも多数いる中で、なぜこうした者だけ特別扱いをしなければならないのか。 ・ 夫が厚生年金をやめれば妻も第3号被保険者をやめるという仕組みがなかったことが問題。 ・ 不整合の話は、対象となる人をしっかりと把握してピックアップするシステムを作っていないから起きた。 ・ 行政も保険料を徴収する責務が課せられていたわけであり、本人の届出義務だけを問題にすることができるか。不整合記録のある者がおよそ全て届出すべきこと知っていたのにそれを怠ってきた者であるという確証もない。きちんと届出をして保険料を納めてきた人と納めていない人と同じように取り扱ってよいかという公平論の指摘はあるが、確信的な未納者と今回の不整合期間がある人とは異なる面があり、納めていないということでパラレルに考えてよいのか疑問。 ・ 手続きすべきであることを知っていたのにこれを行わず保険料も納めずにきた人と、手続きすべきであることを知らずにきた人とは異なり、これを同等に扱うのは公平ではないのではないか。 ・ 届出の勧奨状を送っていたということと、本人が知っていたかどうかは別の問題。相手方が知っているという証明の術が行政にはない。

論 点	委員の御意見	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)
<p>2. 具体的措置の内容</p> <p>(1)被保険者・受給者共通</p> <p>①カラ期間+特例追納という形にするか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録訂正により受給権を失わせることは、高齢者が生活保護に頼らずに、自立した生活ができるようにする年金制度の趣旨を否定するに等しい。高齢者の多大な不利益を避けるため、カラ期間とすることは望ましい。 ・ 被保険者・受給者ともに、カラ期間として、特例追納を認めることは必要。 ・ 3号不整合期間がある者のみを特別扱いするべきではないのではないか。実際に不整合期間があったことにより無年金になる者はごく少数なので、これらの者について、個別の事情を踏まえたうえで、対応を検討すればよいのではないか。 ・ 3号不整合期間のみの特例を設けることが適當か。また、特例追納は追納できる人とそうでない人の不公平があり、追納できない人が低年金となる問題も生じる。 仮に、3号不整合期間のみを対象とするのではなく、一般的な無年金・低年金対策の中で検討するとすれば、以下のようないくつかの対案もある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 恒久措置として受給資格期間を10年に短縮 (年金確保支援法による10年の後納と合わせ受給権の確保が可能) ② 無年金者に対しては、「3号」特別給付金を支給 (全額国庫負担、所得制限) ・ 不整合記録は、制度的な要因で記録が3号のままになっていた者もいるので、元から1号であった者で未加入・未納のものとは必ずしも同じ状況とはいえないところがあり、それも考え合わせると過去全期間について追納が可能とする扱いとすることも許容できるのではないか。 ・ 通常の未納者と比べて特別に扱う必要はないので、年金確保支援法案における後納制度と同様、過去10年分までを認めればよいのではないか。 ・ 他の未納者とのバランスから、過去10年前までの期間としつつ、受給者についてのみ、60歳当時から10年前まで、といった特例を設けるべき。 	<p>2.「被保険者(20~59歳)である人」の場合</p> <p>(ア)受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)</p> <p>対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、(イ)の特例追納が困難な場合も、その納付されなかつた期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例(年金額の計算には用いない「カラ期間」とする)を設けることを検討する。</p> <p>(イ)上記によりカラ期間となった期間への特例追納の実施</p> <p>被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間(過去の訂正による期間を含む)にわたって、保険料を追納することができるようになることを検討する。</p> <p>ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。</p>

論 点	委員の御意見	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備考
(2)受給者 ① 過去に支払われた年金の返還を求めるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政実務の慣例に従い、過去の支払われた年金の返還を求め、将来の年金額も減額する。ただし、信義衡平の原則から、一定の配慮はあり得る。 ・ 保険料を払っていない期間なのだから、過払いは返還を求めるべきだが、一気に返還させるのではなくて、今後の受給分から少しずつ返還してもらう方法もあるのではないか。 ・ 過払い分については、本来は返還を求めた方が良い。ただし、そのためのマンパワーやコストに見合った結果となるか、費用対効果に留意すべき。 ・ 保険料を納めてきた者との公平性は重要だが、一方で、既に支給した年金の返還を求めることが現実的に難しいため、受給者に対しては、以下のいくつかの選択肢を提示し、本人が選ぶこととしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ①保険料を一括して納める方法 ②保険料を今後の支給年金から天引きしていく方法、 ③過去の過払相当額を返還対象とする方法 ・ 本来は過払い分の返還を求めるべきであるが、今回のようにまとまった数の事例が同時に発生するという事情を勘案すると、実務上その実施は難しく、仮に返還を求めるとしても、内払調整で対応できる範囲にとどめるのが現実的ではないか。 ・ 不整合を見つけられない者が一定数発生することはやむを得ない。 	<p>3. 「年金裁定により既に受給者(60歳以上)となっている人」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする(過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる)方向で検討する。 <p><主な論点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去に支払われた年金について、返還を求めるか。 ○将来の年金額を減額するかどうか。 <p>(論点の検討に当たっての留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の取扱いとの公平性 ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性 ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者の生活の安定 ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること 	<p>(参考) 誤った裁定については、従来の行政実務においては、当初の裁定を取り消した上で再裁定を行い、その結果、年金が減額となる場合には、既に支払った年金の過払い分は、不当利得として返還(時効にかかる過去5年分)を求めている。</p>

論 点	委員の御意見	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備考
② 将来の年金額を減額するか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料を払っていない期間について、誤った年金の給付を続けることは、若い世代の年金制度への信頼を損ねることになる。今からでも保険料を支払って、堂々と年金をもらえるようにすべき。 ・ 行政実務の慣例に従い、過去の支払われた年金の返還を求め、追納がなければ、将来の年金額も減額する。ただし、信義衡平の原則から、一定の配慮はあり得る。 ・ 不整合期間の平均が6.8月程度なので、追納がなければ、将来の年金額を減額してもよいのではないか。ただし、減額が大きすぎるような者については、個別に対応を検討すべき。 ・ 追納がなければ、将来の減額をするのが本来であるが、大量の減額事例が発生するため、それらについて多くの受給者が訴訟に持ち込むと、個々の事例ごとに不整合が生じたのは誰の責任かといった問題を当局側が争わなければならず、かなりのコストがかかる。それを考えると減額は行わない方が良い。 		

論 点	委員の御意見	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備考
3. 過去の訂正による期間の取扱い ① すでに不整合記録であることが判明し、訂正されている期間についても、同じように特別措置の対象とするか	<ul style="list-style-type: none"> ・ まじめに記録を訂正した者が救われるのは不公平という議論になるので、同様の措置を講じるべき。 ・ すでに訂正がなされた期間についても、今後不整合期間が判明した場合と同様の取扱いとすべき。 ・ 3号不整合期間がある者のみを特別扱いするべきではないので、すでに訂正されている期間についても、特段の対応はしなくてよいのではないか。 	<p>(再掲) 被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間(<u>過去の訂正による期間を含む</u>)にわたって、保険料を追納することができるようすることを検討する。</p> <p>(再掲) 3. 「年金裁定により既に受給者(60歳以上)となっている人」の場合 受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする(<u>過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる</u>)方向で検討する。</p> <p>4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止</p> <p>(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。</p> <p>(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3. の対象とすることを検討する。</p>	
4. いわゆる「運用3号」取扱いを受けた者 ① 本年1月に遡って、いわゆる「運用3号」取扱いがなかつたものとして、同じように特別措置を適用することとするか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知を発出して対応した以上、その扱いを遡って変更すべきではない。 ・ いわゆる「運用3号取扱い」について、公平性等の面から様々な指摘があったことを受けて、通知を廃止し、これに代わる対応策が議論されていることを踏まえれば、国民の納得を得るために、通知の下でなされた裁定であっても、正しく改める必要があるのではないか。 ・ いわゆる「運用3号取扱い」について、 ① 公平性の面から指摘を受けて、対応策が議論されていること、 ② 公平性が損なわれてしまうと、若者世代の年金制度に対する不信感につながってしまうこと、 といった2点を踏まえれば、通知の下でなされた裁定であっても、その他の不整合期間を有する者と取扱いを同一にする必要があるのではないか。 		

論 点	委員の御意見	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備 考
5. 特例追納の内容 ① 保険料額の水準をどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料水準は、年金確保支援法案における後納制度と同じ水準にすべき。 ・ 特例追納期間(3年間)を超えて分割納付を認めた場合、納付が滞った場合にどうするかという問題が生じる。3年間の間に払うこととしないと、対応が難しいケースが生じるのではないか。 	<p><主な論点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○分割納付の期間、方法をどうするか。 ○追納の保険料の水準をどうするか。 	<p>(参考)類似制度の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>免除期間等への追納</u> 追納に係る各年度の保険料額に、国債の表面利率等を勘案した一定率を乗じた額を加算 ※ 年金確保支援法案における後納制度も同じ。 ・<u>高齢任意加入</u> 納付時点の保険料額 ・<u>特例納付</u> 実施時点での保険料水準を基礎とする一律の保険料額
② 特例追納は、3年間の措置とすることですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金確保支援法案(後納制度)により、3年期限で対応すればよいのではないか。 ・ 特例追納期間内に不整合が見つからぬいケースが生じるのは仕方がない。完全な仕組みを作ることは無理である。 	<p>5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の时限措置」とすることを検討する。</p> <p>・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとする検討する。</p> <p><主な論点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース(例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと)がある。 	<p>(参考)年金確保支援法案の後納制度の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出時は恒久措置としていたが、国会審議において、モラルハザードにつながるといった指摘があり、3年間の时限措置とする衆議院修正がなされた。

論 点	委員の御意見	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備 考
<p>6. 障害・遺族年金の扱い</p> <p>① 障害・遺族年金の受給権への影響をどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この問題の対象者には様々な人がいる。対象となる年金についても、老齢年金だけではなく、障害年金や遺族年金もあり、これらの受給権にどう影響するかということもある。 ・ 健常者が、カラ期間により受給権を保護されるのであれば、障害者についても同様に受給権を保護すべき。 ・ 不整合が訂正されることにより受給権が失われる障害者については、福祉的観点からの特別給付金(全額国庫負担、所得制限)により対応する案もある。 		
<p>7. 将来に向けた発生防止のための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来に向けて再発防止とシステムの改善を図る必要がある。 ・ 将來の発生防止策としては、データベースの移行とチェックの仕組みの構築が重要。なお、ソフトウェアの刷新については、一気に行うのではなく段階的に行うことが望ましい。 ・ 健康保険組合に情報提供の協力を求める必要がある。 ・ 健康保険組合に情報提供を義務付ける条文を設け、医療保険との連携をすることを防げる。 ・ 税・社会保障の共通番号制の導入を急ぐ必要がある。 	<p>6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。</p>	